

轉換期（明治後期より大正初期）の

岐阜県における綴方教育概観

高橋 弘

(一)

大正三年六月、岐阜県教育会(1)の総会に「學校教育をして尚一層國民生活の實際に接觸せしむる良法如何」という議題が教育会常議員会から提出された。更にここでの討議をもとに、県下各郡市教育会に意見が徴され、そのまとめが、「岐阜縣教育會雜誌」に掲載された。その中で、例えば益田郡教育会は、「教授に關する事項」で次のように述べている。（項目の一部省略）

- 教授の良否は直接兒童に影響する所なるを以て左記要項に注意し、知識技能を確實に收得せしむると共に、將來活社會に處し獨立して活動し得る處の基礎的知識の養成に努むるを要す。
- 一 兒童個性の觀察を明瞭にして個人教育に注意すること
- 二 兒童本位に依り自發的に學習せしむること

- 三 自學補導の教授に依り兒童の活動を重すること
- 四 各科教授は成るべく直觀教授たるべきこと
- 八 校外教授に依り郷土の事物を觀察し趣味經驗を起さしむること
- 十 訓育上の事項に關しては校内及家庭を通して訓練の方針終始一貫たるべきこと

（「岐阜縣教育會雜誌」《以下「誌」と略》大四・四）

また、この總會と期日を前後して開かれた岐阜県小学校長会では、当時の各科教授上の問題と教授の在り方について協議し、次のような項目を挙げている。（項目の一部省略）

- 二 自學自習ノ習慣ヲ養フハ最緊要ナリ徒ラニ教師ノミ活動シ兒

童ヲ受動ノ地位ニ立タシムルハ其ノ効果ニ於テ損失スル所大ナリ

三 教科書ニ囚ハレ教授細目ニ將又教案ニ囚ハレタル教授ハ活動ノ生氣ナク從テ兒童ノ心的状態ニ及ホス影響大ナラス爲メニ確カナル信念活キタル知識ヲ附與スルコト能ハサルヘシ教授ハ教師自己ノ外何物モ權威アルモノナキヲ確信シ教科書モ細目モ教案モ適宜自己ノ理想ニ融合シ之ヲ活用セシメサルヘカラス

(「岐阜県史 通史編 近代下」)

年代はやや下がるが、大正九年四月、年度初めの郡視学会議で岐阜県当局は「教授」について大要次のような訓示を行っている。

従来の教授に於て、其方法注的にして自然兒童をして器械的記憶に訴ふるの已むなきに至らしめ、自主自然の發達を阻害すること尠しとせず、又劃一教授に過ぎ兒童の個性及能力を考慮せざる憾あり、故に今後の教授は宜しく之等の點に注意するを要す。而して教育者の實力及其研究的態度は教授の徹底、兒童の向學心に至大の關係を有す。諸君は此に鑑み、教育者の學力補修竝に其研究心を一層促進せしめらるべし。(誌 大九・四)

これらの資料を通して見ると、兒童の個性及び能力、兒童本位、自発的学習、自学自習、教師の研修等の重視、注的指導方法・画一教授の排除等、現在の教育において重視され、主張されている考え方・内容が、すでに八十年以前の大正初期に、岐阜県教育界でも取り上げられていたことが窺われる。

もちろんここに挙げた資料は、県や郡市の教育会、県小学校長会、郡視学会、県当局など、教育界の指導・管理に当たる立場からの意見、発言である。当時の岐阜県の教育現場で、これら資料の中に述べられているような考え方に基づく実践が広く行われ、そういう実態、動向が反映した結果このような発言、意見になったと考えるには無理がある。

例えば、その当時の綴方指導⁽²⁾についてみると、前記県小学校長会協議の項目の中に、

一、綴り方ニ於テ通弊トスル處ハ兒童ノ思想ニ束縛ヲ加ヘ教師ノ思想其儘之ヲ兒童ニ強制セントスルモノ多キニ在リトス板上訂正等ヲ以テ完結シ仕事ヲ後ニ残ササラントスル上ヨリ自然コノ傾向ヲ有スルハ蓋シ止ムヲ得サルヘシト雖モ可成兒童ノ思想ヲ伸暢セシメ發表ノ自由ヲ發揮セシメンコトヲ要ス

(戸部芳文「岐阜県教育發達史」)

とあり、教育現場の綴方教授の大勢は、依然として前時代からの教師による一方的、注入的な指導が行われ、児童の個性、児童本位、自発的学習等の考え方・方法からは縁遠い状況にあったことが分かる。

しかし、現場の大勢はそうであるにせよ、また、発言が指導的立場からのものであるにせよ、この時期岐阜県教育会において、児童を中心に置いて、児童の自由、自学、創造を重視していこうとする考え方が、いわゆる大正自由教育という全国的な流れとのかかわりの中で動き始めていた、いわば、教育の「転換期」を迎えようとしていた、と言うことはできるであろう。

「転換」とは言っても、特に教育の現場にあって、日々の授業の実際の中でそれが図られていくというのは、太平洋戦争敗戦後の連合軍占領下における日本の教育のような場合は別として、それは一挙に実現されていくものではない。前時代からの、現場に根深く浸透している教育の考え方・方法の中で、新しい教育の考え方・方法が徐々に芽生え、実践の積み上げによって力を増し、次第にそれが大勢となっていく、というように年代の幅を必要とする。

では、岐阜県における綴方教育を取り上げた場合、この転換期をどのようなとらえたいだろうか。

大正十二年、「赤い鳥」五月号誌上に「入選綴方」として次の作

品が掲載されている。

姉の死（賞）

岐阜縣大野郡福寄小學校尋五年 辻垣内つな

去年の五月のある夕方のことであつた。外に遊んでいたら大分暗くなつたので、家に入つたら、病気でねている姉さんが「かゝさま今死ぬ、かゝさま今死ぬ」と言つて、てきながつてをつたので、私はきはへ行つて「てきないのか、そしや、かゝさまを迎ひに行つてくりよか」と言つた。姉さんは「うん」と言つた。お母さんの所へ迎へに行つたら、お母さんはからうすで米をほつてごぞつた。私が「ねえさまが、今てきながつてをつたで、むかひに來たんぢや」と言ふと「わりや家へ行つとれ、おれや米ほつてから來るね」と言はさつたからうちへ走つた。うちへ入ると「かゝさまてきない、かゝさまてきない」と言つてゐた。私が「かゝさま今すぐござるで」と言ふと「まんだござらんかい」と、なさない聲で言つた。私は早うござりやえいと思つてゐると、やつとでござつた。入らさると、姉さん「かゝさまてきない」と言つた。お母さんが「お父さまはござらんし、何もくれるものがないでこはいな」と言はさると、ずつとお母さんの顔を見て「何でもないと」言つた。お母さんは棚からきつけを持つて來てくれるな

り、私に「ぎへもの父つまを呼ぼつて来い」と言はさつたから呼んで来た。ぎへもの人は家へ来てかゝさまと話して「じめうがんでもくりよか」と言つて、薬かん袋から出して私に「かんでくりよ」と言はさつたのでその通りにしてやつた。姉さんは早うなつて目をくるくとして、そこらを見廻やうにしてゐた。じめうがんで口へ入れてやると、すぐ齒をくひしばつた。お母さんは「もうだちかん」と言つて泣かさつた。ぎへもの父つまも「かはえいことをしたな」と言はさつた。そこへお父さんが町から歸つて来て、いろんな事ををして見らさつたが何にもならなんだ。

《本文漢字に付してあつたルビ省略》

鈴木三重吉はこの号の「綴方選評」で、「……これは本當に何のたくみも用ゐず、たゞありのまゝを、しつとりとかいたもので、簡朴なかき方ですべてをまぎく」と描いてゐる、哀れの深い作品です。よけいな哀傷なぞが一寸も加はつてゐないために、なほくしみぐくと人を引きまします。お姉さんの病氣は何だつたのでせう。事實上、いろくの意味でいたくしく胸を打たれます……」と書いて、この作品のよさを認めてゐる。

子どもの生活をありのままに、自分の生活の言葉を使って描き出す綴方作品が、例えば「赤い鳥」の綴方欄で見ると、大正十二年頃

から数多く掲載されるようになり、児童の所属学校も、稲葉郡本荘小・北長森小、安八郡・墨俣小、可児郡・今渡小、恵那郡・長島小、益田郡・萩原小、大野郡・大八小、女子師範附属小などと岐阜県下各地に広がって行く。

これに対して、同じ尋五年の綴方を、明治四十三年頃のもので見ると、

原文

(上略) 靖国神社は東京九段坂の上にある。維新前後國事にたふれたる人々を始めその後の諸戦役に戦死したる忠勇の士を祭れる所なり。(下略)

模倣文

(上略) 長屋神社は一色村長屋の中央にあり。素盞鳴尊を始め、八王子、辨財天等を祭れる所なり(下略)

(誌 大四・五)

のように、読本教科書にある文章形式や用語を模倣して、地元にある神社の説明を書くようなことをしている。

二つの作品を対比したとき、そこには、綴方に対する考え方、指導方法等についての明らかな変化を読み取ることができる。そしてそこから、わたしは、子どもが自分の生活を、自分の言葉で生き生きと表現する綴方が大切にされる、そういう綴方教育の時代を招来

させた前段階——「岐阜県綴方教育の転換期」の存在を考え、その転換期を、明治三十年代後半から大正十年頃まで、ととらえてみた。

本稿では、この転換期十五年ほどの間の、岐阜県における綴方教育の状況について概観してみたい。

(二)

転換期のきっかけとなったものに、明治三十三年八月の小学校令改正、同施行規則の制定がある。

この小学校令改正では、明治十九年以来の「読書」「作文」「習字」の三学科が「國語」に統一され、その國語科の中で讀ミ方・書キ方・綴り方（尋常小学四年まではこれに話シ方が加わる）の指導をすることになった。

施行規則中の「教則」第三条には、國語科の目標として

國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

が掲げられた。この中の「正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ」は、もちろん綴方の指導についても言えることであり、それまでの「作

文」教授の概念を一新していこうとする現れとも考えられる。

教則では、更に綴方について、

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴り方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近易ナル普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴り方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス
文章ノ綴り方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

と述べている。

ここで注目されることは、まず、「書牘作文 短簡ナル日用文ヲ作ラシム、公用文ヲ作ラシム」（小學校教則 明五）「口上書類ヨリ 日用書類ニ及フヘシ」（小學校教則綱領 明一四）「口上書類及日用書類」（小學校ノ學科及其程度 明一九）「日用書類」（小學校教則大綱 明二四）と、学制発布以来、実用主義の立場から作文の内容として常に重要な位置を占めてきた書牘・口上書類・日用書類といった言葉が消えたことである。次に、「簡短の假名交り文」

〔小學校教則綱領〕「漢字交り文」〔小學校ノ學科及其程度〕「假名文、近易ナル漢字交り文」〔小學校教則大綱〕が「近易ナル普通文」に変わったことである。

しかし、この改正によつて、それまでの文章の修練、鍊磨を行うのが作文であるという意識、実用主義に立つ書牘・口上書類・日用書類の重視、候文の社会的必要性への配慮等が一举に転換するわけではなく、学校現場では、これらの指導内容あるいは指導法が引き続き大勢を占めていたと思われる。そのことを推則させる二、三の事例を見てみよう。

(一) 明治三十九年四月、本巢郡第二部落実地授業研究会が合渡尋常小学校で開かれた。尋常科四年の綴方の授業(教授者同校訓導山田鎌吉)が行われ、そのときの教案は次のようであつた。

一、文題 尋常科第三學年をしゅーぎよーして⁽³⁾第四學年になりし

ことを兄に知らせる手紙

二、文例 じこーもおひおひ暖になりましたが、兄上様にはおか

はりもございませんか、御たづね申し上げます。さて私はこの度尋常科第三學年をしゅーぎよーして、第四學年になりましたからどうぞ御安心くださいませ。これからもいつそーべんきよーして先生の教へを守り、つばに尋

常科を卒業する心がけであります。

三、方法

1. みなさんは、もう三學年を修業して四學年になりましたから、今日はそのことを遠方の兄さんに知らせる手紙を綴りませう。
2. 文題を提出してその綴るべき事項を考へしむ。
3. 文章の内容を問答して左の事項を決定す。
- イ. 時こーみまひのこと。
- ロ. 三學年を修業して四學年になりしこと。
- ハ. これから後の心がけのこと。
4. 數生をして思想を表出せしめ記述を命ず。

四、成績處理

- イ. 記述の際机間巡視をなして一般の誤若くは己人の誤を訂正す。
 - ロ. 記述終らば一生の作文を取りて之を書抜き板上添削を行ふ。
 - ハ. 自己添削を行はしめ家庭にて草稿帳に記入の上明朝差出さしむ。
- (誌 明三九・七)

(二) 大正四年、本巢郡穂積小訓導山川多六が、「綴方教授七個年

の回顧」と題して、新任以来七年間の、自分の綴方教授の歩みを書いた。その中で、明治四十三年、六年生を担当したとき、実用主義の立場から、候文体を重視して日用文を書くことを綴方教授の中心に位置づけた、と述べている。

山川はその動機として、校下の一父兄から「八年も辨当持で學校へ通はせたけど、茄子苗の注文一本満足に書けない」という非難を直接聞かされ、「昔の百姓は粃種の札が書いて柴木の算用の出来ることを以て學問の理想として居たと聞く、高襟な文章は我が農村の學校からは宜しく駆逐すべきである。大いに實用的の文章殊に候文の練習に力を注がねばならぬ」と考えたことと、担任した六年生が社会に出て「手紙も碌に書けないとあつては由々しき大事」と思ったことを挙げてゐる。その頃の教案は、次のようである。

題目 田植に手傳はれしを謝する文

目的 内容上 好意を受けたる時は禮状を發する事を教ふ。

形式上 候の使用法練習

口語文

範文 日々よいお天気で時折柄誠に

によい御都合で御座いますね。

しかし此の上照り續けられては

候文

連日の好天気にて時折柄誠に

詠向に御座候去りながら此の

上照續きては御地當たりは灌

またあなたの方は水がなくなつてお困りでせう。どちらかと申せばもう一雨あつた方が御同様ありがたい御座いますね。さて先達では私の方の田植だといふのでお忙しいなかをお二人までお手傳下さいましてまことに有難う御座いました。お蔭様で一日午前中に全く植終りましたから御安心下さい(下略)

澆水に缺乏を來して御困りと存じ候いづれかと申せば一雨ある方御同様結構と存じ候陳者先達では當方田植なりとて御多忙中をお二人までお手傳下され候段誠に有難く存じ候お蔭により一昨日午前中に全く植終り申候間御安心下され度候(下略)

時間 一時間

方法 改作法

(準備) 口語文の板書

(豫備) 一、手紙の文の普通形式をいへ。(冒頭、前文、本文、末

文)

二、前文につきての注意如何。(成べく月並を避けて眞情を

現はす工夫を要す。)

三、候、候間、存じ候、御座候、を口語に譯せしむ。

四、ましたから、の筈でしたが、を候文に譯せしむ。

目的指示 出題 全文提出

(教授) 一、黙讀せしむ 二、範讀 三、讀方練習

四、大意問答 五、師弟共同改作

(練習) 一、候文を筆記せしむ 二、候文讀方練習

(誌 大四・三)

なお、この頃山川が扱った教材は、慶吊、贈答、依頼、紹介、注文、催促等普通の書翰文範にあるような部類のものであつた。後になると、例えば「開店を祝う文」を教えるから「新築落成を祝う文」「卒業を祝う文」「除隊を祝う文」「出産を祝う文」などの祝賀文を書かせるとか、「金子を借られしことわり」を教えるから「品物を借られしことわり」「手傳を頼まれしことわり」「内祝に招かれしことわり」を応用として書かせるような指導をしている。

(三) 大正六年十一月、岐阜県師範学校附属小学校主催の第一回国語科研究会が、県下一市十八郡から五十三名の会員を集めて開かれた。この時の研究内容は綴方・書方であり、三日間にわたって発表、討議が行われたが、そこでの綴方に関する発表題、討議題及び発表者は次のようであつた。

發表題

一、綴方科趣味性涵養に就きて

富田廣吉(加茂)

一、書簡文の取扱に就きて

伊左治晴耕(同)

一、高男學級に於ける書簡文教授

高崎左一(土岐)

一、日用文の練習に就きて

河村恭三(安八)

一、書簡文教授の實際的取扱

伊藤正好(海津)

一、農村小學校に於ける候文教授

河村太四郎(同)

一、綴り方上達の爲自由多作を高唱す

藤井寛吾(羽島)

一、綴り方不振と卑見

高木寛一(不破)

一、綴り方不成績の原因

後藤 守(武儀)

一、綴り方不振と之れが救済策

大平清一(可兒)

一、綴り方不振の原因

森田菊次郎(吉城)

一、綴り方教授の缺陷と其救済策

粥川重吉郎(益田)

一、綴り方に於ける添削法の研究

原 榮藏(惠那)

一、綴り方の文題

後藤兼松(養老)

一、綴り方に於ける寫生的記述

大堀助三郎(女師)

一、我が校綴方方針

伊藤享次郎(岐阜)

一、我が校の兒童文集

笠井徳松(大野)

一、我が校綴り方教育一斑

安田義孝(養老)

一、綴り方に於ける鑑賞的取扱

梅澤英造(師範)

討議題

一、綴り方に對する趣味養成方法如何

伊藤六郎(羽島)

一、綴らんとする気分を高潮するには如何に指導すべきか

浅野直吉（稲葉）

一、尋常小學校に於ける候文教授の現況如何

土井富三郎（山縣）

一、小學校に於ける綴り方教授の成績擧らざる理由如何

市村宣言（益田）

一、草稿帳の批正をして有効ならしむる良法如何

春日井貴一（恵那）

一、綴るべき思想を明確豊富ならしむる方法如何

岐阜縣師範學校附屬小學校

一、綴り方にて課する文体の歩合如何（語法上）

高木純三（揖斐）

一、如何なる系統に綴り方教授細目を立案すべきか

宇佐美綱雄（不破）

（誌 大六・一二）

この研究会での発表題、討議題を通して「綴り方不振」の問題とともに多いのが「日用文、書簡文」の問題であり、「候文」の問題である。事例（一）、（二）の場合にしても、明治三十三年の小學校令改正以来、六年乃至十年を経過している。まして二十年近く経過しているこの大正六年の時期において、更に、各郡市でのある程度の実践研究者を集めた会でさえこのような状態である。岐阜県下

全体の傾向としては、依然として、学制発布以来の「書牘、口上書類、日用書類」重視の流れは衰えていないことが推測される。

（三）

大正三年に県小學校長会が綴り方教授の問題として挙げた「兒童ノ思想ニ束縛ヲ加ヘ教師ノ思想其儘之ヲ兒童ニ強制」する指導、即ち明治期の形式的、模倣的、注入的な指導が、なお根強く行われていたことが次のような事例からも窺われる。

（一）前掲「綴り方教授七個年の回顧」の中に、山川多六が明治四十一年、高等三、四年複式学級の担任だった時の教案を示している。

題目 雪の朝

目的 （形式上）口語体叙事文の練習。（内容上）雪景色の美なるを味はしむ

範文 昨夜、床に就く時、伊吹風がはげしく吹いて、裡の板戸をゴト／＼と動かしたから、今夜は多分雪が降るだらうと思つてねた。

今朝起きてみると、果して外は一面の銀世界、林も森も、野も山も、庭の隅の犬の糞も、道ばたの千切草鞋も、みなへだてなく雪でおほはれて、まぢりけのない美しさ。ほん

とに眼のさめるやうだ。

手水鉢の側の南天は、雪で重さうに首垂れてゐて、赤い珊瑚珠のやうな實が、二つ三つ雪の下から見えるのも愛らしい。柴垣の上には、雀が三羽寒さうにふくれてゐる。この雪では今日一日は餌にありつけまい。可愛さうなことだ。こんな景色にみとれて、ぼんやりしてゐると、いつか朝日が照り出して、雪はキラ／＼とかゞやいて來た。

ポチは面白さうに雪の上を轉げまはる。雀も元氣が出來たか、軒近くまで餌を求めに來る。空には一叢の雲もない。天は眞蒼、地は眞白、その間を縫ふやうに、眞黒な鳥が南へ飛んでいく。何所まで飛んで行くのだらう。

時間 二時間

方法 第一時

(準備) 兒童をして豫め草稿帳を用意せしむ。

(豫備) 冬の景色中諸子の最も好めるは？

(木枯吹く雑木林。霜白き朝の橋。水冷たき池。等の答より雪の朝を導く。)

目的指示 〓 発題 〓 「雪の朝」板書

(教授) 思想整理。問答法によりて次の諸項板書。

一、雪降る前兆。

二、雪は残る隅なく降る。林、森、野、山、犬の糞、千切草鞋。

三、庭の景色 〓 南天、柴垣の雀。

四、時の経過につれて景色の變化。朝日。ポチ。雀。蒼空。白き地。鳥。

以上纏めて話さしむ。話方練習三四名。

注意 平假名。口語文。知らぬ文字は聞くべし。

(練習) 記述を命ず。

推敲せしむ。

草稿帳に記入せしむ。

(誌 大四・三)

(二) 稲葉郡加納小訓導渡邊定市は、明治四十三年、「綴方教授の實際」の中で、二年生を指導したときの教案(略案)を次のように書いてゐる。

(1) 讀本卷三第十のうちの

うめのみ。

これはうめのみです。うめのみは、はじめには、いろがあをく、あとには、きいろくなります。

あをいうちには、あぢがすくて、きいろくなると、すこしあまくなります。

の所を児童に齊讀せしめて、教師は小黒板に書く、児童には句讀点をも讀ましめる。

(2) これは何です。左様、かきのみ(板書)

(3) 梅の實の文を一度讀ましめる。

(4) 梅の實の文によつて左の文を作らしめる。但し記述はせしめない。児童の話すのを教師は小黒板に書く。

これはかきのみです。かきのみは、はじめには、いろがあをく、あとには、あかくなります。

あをいうちには、あぢがしぶくて、あかくなると、たいそ
1、あまくなります。

(5) この文を次の如くに導いて、推敲し改めしめる。

これはかきのみです。

かきのみは、じゆくしないうちには、いろもあをく、あぢ
もしぶくて、じゆくすると、いろもあかく、あぢもあま
なるのであります。

これは前の二つの小黒板の間の黒板上に書く。しかも朱で書く。此の時に児童にも、教師と殆同時に書取らしめる。

(6) 左の表を示して、句讀点の必要又は、無暗になつて居らぬこと、對になつて居ることなどを知らしめる。

これはかきのみです
かきのみは

じゆくしない		うちには		じゆくすると	
いろも	あおく	あぢも	あかく	いろも	あぢも
て		なる		あま	
りです。					

(7) 應用せしめる。

これはもものみです。

もものみは、じゆくしないうちには、いろもあをく、あぢ
もにがくて、じゆくすると、いろもあかく、あぢもあま
なるのであります。

(8) 柿について、此の外に書くべきことを話さしめる。

(誌 明四三・三)

このような、讀本から範文をとつて綴方教授を行う指導法は、明治三十八年、教科書が国定になり、更に同四十二年、讀本の改訂があつてから盛んになった。このことについて渡邊は、次のように言っている。

綴方の材料は、内容形式の二面より見られるが、形式の方はいふと、勿論主として讀本で習つた文字、語句を使い、其の修飾といひ、文體といひ讀本からとるが當然であらう。それに讀本には、口語體も文語體もある。獨演體もあれば對話體もある。叙事文があれば記事文もある。説明文もある。解釋文もある。それで小學校では、讀本に綴方の模範をとつてよからうと思ふ。……内容の方でも讀本からとるものも少くはない。此の如く綴方は、其の材料も方法も讀本より學ぶことが甚だ多い、否寧ろ其の全部である。

(誌 明四二・一二)

この考え方は、小學校令施行規則の教則にある「讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ……特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス」、「文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項……ヲ記述セシメ……」から出ているようであるが、渡邊の実践例や述べているところからも分かるように、形式に当てはめ、画一、模倣、注入的な指導に終始したことが推測される。

(三) 今井誉次郎⁽⁶⁾は、明治四十五年、加茂郡蘇原村切井の小學校に入学しているが、「教育生活五十年」の中で、当時の綴方の時間を回顧している。その概略は次のようである。

二年生の二学期になって初めて週二時間ずつ綴方を習うことにな

った。最初の時間、村で最初の女子師範卒業の先生が、黒板に「ウメノハナ」と書いた。児童がこれを読むと、先生は、「きょうは、ウメノハナという題で、綴方の勉強をします。」と言ひ、黒板に「ウメノハナガ、キレイニサキマシタ。」と書いて、これをまた児童に読ませた。それから、「まだほかに、ウメノハナについて書くことはありませんか。それを思いついて、石板に書いてごらんさい。」と言つた。

何度も黒板の字を繰り返して読んで思案し、やっと今井は「ウメノハナハ ウツクシウゴザイマス」と、讀本で習つた言葉を使って書き、発表した。先生はその通り板書してくれたが、何となく不満そうな顔だった。他の児童も、「ウメノハナハ キレイデス」「キレイナウメノハナ」など発表した。先生は満足せず、「ウメノハナが咲くと、そこへ何が飛んで来ますか。」と尋ねた。「ハイ、チョウウチョ」「ハイ、ミツバチ」と答えても、先生は、「いいえ、そうじゃありません。どんな鳥が飛んで来ますか。鳥ですよ。」と言う。今井は、自分の家の梅の木に花が咲くとスズメが何羽もやって来て、花やつぼみや枝のあたりをくちばしでつつくのを思い出して、「スズメ」と答えたが、先生は、「いいえ、ちがいます。スズメなんか飛んで来ませんよ。」と、取り上げてくれない。別の児童が「ヒヨ」と発表したときも先生は、違ふ、と言つた。先生は何とか

してウグイスのことを言わせようとしていたのだが、どうしたわけか、今井たちの住んでいた山村では、春の頃梅の木にとまるのはウグイスではなくてスズメかヒヨだった。

だれもウグイスのことを言い出さないので、先生はとうとう「ウメノハナには、ウグイスがとまるものですよ。昔からウメニウグイスとって、ウグイスはウメの木にとまって、ホーホケキョと鳴くものですよ。」と教え、黒板に次のように書いた。

ウメノハナガ、キレイニサキマシタ。マイニチ、ウグイスガキテ、
 ホウホケキョト、ヨイコエデナキマス。ワタクシハ、ウメノハナ
 ガ、ダイスキデス。

この後に続けて今井は、「わたしはこのとき、綴方というものは、ひどくむずかしいものだと思った。そして最初の日に、綴方はきらいになった。」と書いている。

子どもたちの生活の中にある季節感、経験した事実とは別のところで、「梅に鶯」という昔からの概念を、先生の意図通りに、類型的な言葉を使って、整った文章に作り上げていくという明治期の「作文教授」の方法が、この時代、岐阜県下各地でなお広く行われていたことを窺わせるものである。

(四)

学制発布以来長い間にわたってつくりあげられてきた綴方についての考え方、その内容、教授方法等は、以上見てきた幾つかの事例が示すような根強い力を持っていたことが推察できる。しかし、明治四十年代に入ると、綴方教授に関しての、教育現場の実践者による論考、実践報告が「岐阜縣教育會雜誌」に掲載されるようになってくる。その数は次表のようである。

年	数
明治40	0
41	0
42	1
43	7 (13)
44	10
45	4
大正 2	1
3	7
4	12
5	5
6	10
7	4
8	1

このことについて、明治四十三年、高柳竹四郎⁽⁷⁾は「綴方教授に関する論叢」の中で、次のように書いている。

昨年十一月より去月原稿締切期に至るまで、教授上に關し大方諸賢の本會雜誌に寄稿せられたるものゝ中にて、最も多きを占めたるは綴方教授に關する意見なりき。由來綴方教授は諸教科教授法中最も困難なるものゝ一として挙げられ、兒童の學習上最も厭忌せらるゝものゝ一に數へらる。本會雜誌が最も至難なる教授法に

就きて多くの寄稿を得たるは、偶々以て縣下教育界の教授研究に腐心盡瘁しつゝあるの一證徴とも見るを得べく、又寄稿者諸氏の眞摯熱心なる研究的態度を窺ふを得て慶賀に堪えざる所なりとす。寄稿論文並に稿者氏名左の如し。

綴方教授に對する辨護

大垣 山田孝三君

綴方教授に就て

山県 野口源吉君

國語教授に就て

羽島 中島喜瀬八君

國語綴方につきて卑見を述べ

〃

綴方も（名案×年數＝成功）といへるらしい 加納 渡邊定市君

尋常科第二學年に於ける綴方教授の實際

〃

（誌 明四三・二）

高柳によれば、四か月間に六点・四名の寄稿ということであり、確かにその頃の岐阜県下の綴方教授研究が、ようやく盛んになろうとしてきていると言うことができよう。

このようにして、ようやく明治期の作文教育から抜け出して、新しい綴方教育の方向を探って行こうとする動きが、県下に少しずつではあるが芽生えようとしていたとき、恵那上村・志津廣三郎の「綴方は自作本位たるを要す」という論が「岐阜縣教育會雜誌」に載つた。明治四十三年のことである。志津は次のように主張する。

綴方は實に兒童の能動性を活躍せしむる科目である。出題は兒童が内部より非常な壓迫をうけ、發表せんとするところの動機の益んなものでなくてはならぬ。兒童が發表せんとする動機なきものを押し付けたとてどうして成功せよう。實に綴方の本性に反してをるやり方といわねばならぬ。思想整理だとか何だとか云つて矢鱈に形式を重んじ思想を注入する、發表の自由を干涉する、これでは如何に思想整理にのみ一時間を費しべら／＼問答し其上講演までやらせたところで何の役に立たう。却て甚だしき兒童が思想發表の妨害となるばかりである。どうしても綴方は自作を本位とせなければならぬ。小供の中から自ら思想を整理し自ら文字を考へ自ら作るといふでなければならぬ。六閤に形式ばかり重んじて綴方教授といへば、何でも問答せねばならぬものときめてをるものがあるに至つては甚だ憂ふべきである。

（誌 明四三・一〇）

この志津の考え方は、明治三十二年に刊行された樋口勘次郎の「統合主義新教授法」に影響されたもののように思われる。

樋口は、この著書の中で「活動主義」の項目を立て、「教授は生徒の自發活動を重んずべし。」として次のように述べている。

……抑も教授は教育者が被教育者を發達せしむために施すところの作業なるが、發達は活動の結果にして、發達の分量は活動の分量に比例するものなれば、教授が生徒を活動せしめざるべからざるは論なし。而して其の活動が自發的なるべしといふは、自發活動は受身の活動よりも、力の發射する分量強く、従ひて大なる發達を生ずるに適すればなり。

こうした考え方に立つて、「作文教授法」の章では、次のように言う。

教育の作業は、總て生徒の自發活動によらざるべからざれども、特に作文科の如き、自己の經驗又は他の學科に於て得たる思想を發表せしむる學科に於て然とするを、さまざまの形式に拘泥して、兒童の思想、文字、文体等に拘束を加へ活動力を剋制して、受動的に文を作らしめ、これが爲に發表力を萎縮せしむる傾向あるは實に慨嘆に堪へざるなり。故に予は自作文に於ては別に教案を立てず、只文題を定めおくのみ。而して兒童には其の課題（目的指示）につき随意の文体によりて作文せしむ。……

現在から見れば納得できることの多い樋口の主張であるが、前掲の幾つかの教案の例からも分かるように、教師中心、範文提示、思

想整理、形式・文体指示等々の形式的、模倣的、注入的な授業が総てであると思われる当時、しかも明治三十年代初頭という早い時期にあつて、學習する兒童を主体にとらえ、いわゆる「自由發表主義」による作文指導を提唱したこの論は、極めて斬新な卓見であつた。「これは確かに沈滞萎靡、振わざること甚しい当時の作文界に生氣を吹きこんだ画期的な業績であつた。その点において新文學の暁鐘となつた坪内逍遙の『小説神髓』の功績にも比すべきものがある。」（川口半平・「作文教育變遷史」）という見方もうなずけるところである。

しかし、「兒童中心の自由作文の風は、やがて大きな波紋を現場の実践に投じ」⁽⁸⁾とか、「一度この説の唱えられるや、その勢いの止まるどころを知らぬ有様で、作文教授といえは自由發表主義でなければならぬものようになってしまった」⁽⁹⁾とか言われる樋口の主張は、岐阜県教育界ではどのような受け止め方がなされたのであろうか。

意見として發表されたものは、明治四十三年の志津のものと、もう一つ、前掲高柳竹四郎が、大垣・山田孝三の論文を概括し紹介した記述の中に、「兒童の自作的自由發表を獎勵し」「文題の選擇は兒童の經驗せざるものは之を避け成るべく具體的經驗的のものを選択すべし」「彼の思想整理など、いつて千篇一律に思想を限定しお

まけに叙列の順序までも同一鑄型の下に確定して記述させることがあるが此方法は偶にはよからうが成るべくならば不賛成である。予はいつたい思想整理を行はねば要領が分り兼ねるといふやうな文題ならば之は寧ろ始めから談話に譲つて……」等の山田の文章の引用があり、また、高柳が「山田氏の此説ある所以は、一は所謂自由發表主義の主張より隨伴し來れるもの、如し」と述べているところから、山田が自由發表主義の作文に共鳴していたのではないかと推測されるぐらいである。

むしろ明治四十三年のこの時点では、自由發表主義の綴方指導に對して、

「此主張の如きも主義としては可なり教授上の研究としては寧ろ貢獻するところ少かるべしと信ず。」（前掲・高柳、明四三）

「初學年の綴方教授に就いて……比較的談話を多くして、思想を井然と排列せしむることに注意せねばならぬのに、自由發表主義にかぶれて、高學年と同様に、談話による思想整理を輕ずるものがある。やはり之も亦一つの缺點であらう。」（加納小・渡邊定市、誌 明四二・一二）

という見方の方が強かったと考えられる。また、

「若い坊つちやん先生たちが、新教授法だとか、何々式だとか、系統的何法だとかいふが、それは、唯理窟をつけたまでのもので、

吾輩は昔から實際やり來つたことばかりだ。何も新奇なものではない。」（葩仙山人、誌 明四三・一〇）

というような、旧來の考え方、方法を墨守し、現状に安住しようとする教師の感情的反発も、結構根強かつたのではないかと推測される。

そして結局のところ、明治末の岐阜県においては、志津や山田が發表した綴方教授における自由發表主義の考え方は、後になって師範学校附屬小・梅澤英造が、

「……此の主義によつて果して効果をあげ得たかと云うに決してさうでない。其の結果文章が不統一となり、不秩序となり、蕪雜となり、亂脈となりて、全く体をなさぬと云う有様になつた」

（誌 大四・九）

と言うように、文章の整齊、用語の適正など形式、技能重視の大勢の中にあつて、斬新なその主張を納得させるだけの具体的実践を提示できないまま終わった感がある。

しかし、いつの時代においても、新しい主張に柔軟に對應し、その受け入れ、実践化への意欲を燃やす人たちの動きは、次第に強まってくるものである。まして、大正自由教育の時代風潮の中、いつまでも明治期の形式的な綴方指導が主流を占める県下の大勢に飽き足りなさを感じ、これを打破しようとする積極的な発言が出始めた。「岐阜縣教育會雜誌」に、五か月にわたつて連載した「綴方教授七

個年の回顧」(前掲)の中で、山川多六は次のように言う。

顧へば大正二年春三月、斯道の先達芦田先生が『綴り方教授』

なる一書を公にせらるゝや、時の教育雑誌は筆を揃へて褒めて居た。私はこれこそ自分の苦悶を除いて呉れる天來の福音ではあるまいかと一部を購つて通讀した。……私の胸の悶えは此の一書によつて跡もなく消失した。私が自作奨勵時代に入つたについては、同書に負ふ所頗る大であつた。

大正三年一月大垣に開かれた芦田氏の綴り方教授法講習会に出席聴講し、同一月より發刊の芦田氏経営文章研究録を讀み、益々氏を信ずること篤く、遂に同年六月より七月にかけ約一週間東京高師に日參して、親しく氏の綴方並に讀方教授を視るに至つた。……斯くして氏の方針なり態度なりを或る程度迄は探り得た積りである。

これまでに隨分教授法とか何とかいふ書物も讀まんでなかつたが、實際この著書を讀んだ時程多く共鳴を感じたことはなかつた。世に實行を背景とした議論程有力なものはない。……

(誌 大四・七)

山川がこれほどまでに傾倒した蘆田恵之助の「綴り方教授」が刊

行されたのは、大正二年のことである。樋口勘次郎に大きな影響を受けたと言われる蘆田恵之助のこの著作では、

「發表は人間自然の慾望で、吾人がもし心中に不平を生じ、又は満足を感じれば、之を知己に語り、之を朋友に傳へて、共に喜び、共にかなしまずにはおかぬ。……綴り方教授は、この人間自然の強き要求の上に立脚するものである。」

「綴り方教授の材料は學習・經驗・交際の事項よりとるべきやう一般に論ぜられる。……學習・經驗・交際の事項といへば、要するに兒童の實生活といふ一語に包括される。こゝに於て教師は兒童の實生活中より特に文題として選定する標準を定めなければならぬ。余は之を單に『實感の明かなるもの。』といふ一つにしうと思ふ。」

「兒童の實生活に精神生活の傳達・記録の必要があり、時に娯樂のためにも文を綴るといふことが明らかになれば、綴り方教授の意義は最早動かない。即ち兒童の實生活より來る必要な題目によつて、發表しなければならぬ境遇を作り、こゝに兒童を置いて、實感を綴らせるのである。」

というように、「兒童の實生活」、「實感」という言葉を繰り返し

用いながら、児童自身の中から「自然におこる慾求を指導して、綴り方の技能を修得させる」という綴方教授の考え方を強調している。そして「自作」を重視して次のように言う。

「自作は綴り方の本幹である。文章を學習する活元である。指導・處理は要するにこの本幹に培ふに過ぎぬ。自作には對話的と獨演的とがある。對話的自作とは問をまつて發表するもので、獨演的自作とは問をまたずして自發的に發表するものである。從來の綴り方教授に於て、自作を綴り方最後の到達點の様に論じたのはあまりである。この作業は尋常一學年入學當初に於ても明かに認めることができる。試みに尋一の兒童に、「皆さんのすきなお菓子は何か。」と問うてみるがよい。彼等はおもひおもひに菓子の名をあげる。さらに「何故に」ときけば、又之に對して相當な理由をつける。その心的状態を考へると、自作と少しのかはりもない。之を音聲に發表すれば對話で、之を文字にあらはせば、對話的自作文である。すべて思想發表の方法を習得する経路は、何人も對話的から獨演的に進むのである。」

學習する児童の側に立つ綴方観と、その具体化としての指導方法を、各学年ごとに、自作、發表の指導、構想の指導、處理、の項目を設け、それぞれに児童の自作文を付し、懇切に説明している「綴

り方教授」は、確かに説得力十分なものを持っている。山川ならずとも、県下の特に若い綴方実践者には、蘆田のこの著書が、綴方指導への意欲を一層かきたてたにちがいない。

更にまたこの頃、新しい綴方指導を求める現場実践者を力づけたと推測されるものに、大正五年八月、夏期講習会四日間にわたる保科孝一東京高師教授の講演がある。その内容は、その年の十月から翌六年六月まで「岐阜縣教育」に「綴方教授法概要」として連載されたが、その中で保科は、「吾が家の朝」という児童の自作文を例に挙げ、次のように言う。

此文章には家内の有様が赤裸々に描かれて居る。病氣になつて居る母親と娘との間が眼に見る如く描かれてある所の最誠実な眞情の籠つた文章であつて、修辭の上では多少非難すべき點が無いではないが、綴方教授の上で最大重要な要件と見做されて居る眞実がよく現はれて居る點に於て模範とすべきものであると思ふ。母と娘との問答は通り一ぺんの御世辭でない、親として忍びない点又子供らしい有様が、此文章を読めば眼の前に現はれる、綴方に於て如此眞実の記述をする如に導けば、血あり涙あり情ある立派な文章が出来る、從來往々見る如な、心にも無い世辭を並べた文章は全然消へることになる。

之を要するに綴方教授に於ては出来るだけ、眞情を吐露する様に導くといふことが最大な要件である、形式の方面に於て文法上修辭上に誤りの無い如に、正しく思想感情を發表する如に導く必要はいふ迄もないのである。(誌 大五・一一)

このようにして、大正初めの頃になると、自作主義を基調とした綴方教育の實踐が岐阜県のあちこちで行われるようになり、「岐阜縣教育」誌上に意見、實踐、児童の自作文の發表がされるようになってきた。

羽島郡下中島小・櫻井英滋は、「去年八月本縣開催の夏期講習會、保科教授の『綴方教授法』、本郡教育界開催の夏期講習會、蘆田訓導の『綴方教授法』によりて試みたる児童隨意發表の自作の文を掲ぐ。」として二年生の児童の綴り方を幾つか載せ、自説を主張している。

うめの花

私と太郎さんと二人で學校へ行きますみちにうめの花がきれいにさいてみました。太郎さんがおろまいかといひなされましたので私はそれはいかんといひましたがききませんだから、それならもらつてこやうといつてもらつて學校へもつていきましたら、

せんせいはそれはめづらしいといつてまへのはなたてにたてておきなされました。(他の自作文 略)

尋二としての美文と云ふべきにはあらずして同學年に程度 of 思想發表の進度を驗すべき資料として發表せんとす。本學年時代は文を綴るに長時間を要するものにあらず、尚又再三再四熟讀して加除訂正をなすべきものにもあらず、僅四五分間にして更に遠慮なく大膽に記述せしむべきものなりと信ず。

(誌 大六・一「尋二自作文」)

また、武儀郡大矢田小・秋峰生は「自作文と所感」の中で、「私は多少の自信を以つて今年度の第一學期から我校の一部によつて實驗しつゝあるのである。」と述べ、六年生の自作文を数編紹介している。(他の自作文 略)

麥入

尋六 梅村ひで

私は昨日麥入をしました。朝おきて天を見ると今にも雨が降り出す様な様子でした。

朝ご飯をたべてみるとお母さんが「早く麥を入れに行け」と呼びなされたので急いで畑へ行きました。

そしてお母さんと一しよに麥を入れてみるとひどく雨がふりだしました。私はかさもかぶらずにゐましたからあたまはぬれるし着物もビショ／＼になつて体に石でもつけてゐる位重かつた。

もう少しばかりといふ所で毛蟲が二ひき麥の中から出て來ました。私はぞつとしました。

之等も皆虚偽の文ではない。各自の内心から湧き出てゐる。

文の巧拙よりも其處が貴いと思ふ。 (誌 大七・五)

不破郡府中小・高木寛一は、「綴方に就て」と題して次のように主張している。

(一) 綴ることは本來の性質 人間は必ず自己を表現しやうと云ふ旺盛な本能を有つてゐます。見るにつけ、聞くにつけ、止め度なく湧いてくるこの思想を、如何にして發表しやうかと、いろいろした氣分に私等は充されてゐるではありませんか。この本能を満足させて呉れるのが話方と綴方とであります。でありますから、綴方の凡ての施設マツといふものは、この綴方本來の性質から割出さなければならぬものであらうと思ひます。

(二) 取材 右擧げた條件からいふと第一綴方の内容は必ず兒童の既に有つてゐる思想であつてほしい。有つてゐない思想や、十

分同化してゐない内容を無理に發表させやうとするのは、如何にも兒童の人格を無視した要求で、彼等の自由な發表欲を束縛するの甚だしいものであります。……

(中略)

(四) 獨創 獨自の創造の尊さを多くの教師は御存じないのでからうか。讀本の文法や修辭を直ぐに綴方に應用させたり、……口語文を文語文に直させやうとしてみたり、そんな仕事は綴方の仕事ではない。自ら湧く自らの思想を、自らの力で、思ふがまゝに發表するといふ所に尊ぶべき獨自の創造を見出すではありませんか。本誌上に連載された保科教授の講演に、自由作文の極力鼓吹されてゐるのは當然であります。 (誌 大六・八)

「岐阜縣教育」には、その後にも

「綴方の教授に就て」 (土岐・多滋味生、大七・一)

「口語本位綴方教授私見」

(武儀・大矢田小、鷺見治喜次、大七・二)

「綴方教授と個性表現」 (土岐・多治見小、小栗隆男、大八・三)

と、意見発表が続いている。それらの主張の一部を抜粹すると次のようである。

「一、模範文例は兒童のものよりとるを可とす 一、文題は實生

活よりとるべきこと 一、文題は自由選題をとるべきこと」

(多滋見生)

「綴方では書かんとする時の氣分の如何が直ちに其の成績に及ぼすものである。従つて實感の流露したものでなくてはならぬ。作品が虚偽では何の價値もないものである。其當然の結果として飽くまで個性を尊重せなくてはならぬ。」(鷺見)

「兒童の人格とか個性とかいふものを非常に尊重して、文章は其の身體から生れ出たものでなければならぬ。即ち綴方教授の根本的據處は、生命の表現であるといふのにある。個性養護といひ、兒童本位といひ、實感記述といひ、要するにこの生命の表現に外ならぬのである。」(小栗)

大正六年の師範附属小主催国語科研究会での発表題(前掲)に「自由多作」「兒童文集」の言葉が見られること、学習する兒童の側の視点から綴方指導をとらえようとしていること、兒童の綴方作品を提示して実践の正当性を主張していることなど、明治末の志津、山田の頃から数年を経て、綴方教育の「転換」が、この時期、ゆつくりと、しかし確実に進みつつあることが窺われるのである。

(五)

大正四年、梅澤英造は「岐阜縣教育會雜誌」上に「綴方教授方針の確立」を書いて、綴方教授を力のある生きたものにするためには、自己の所信に基づく教授方針の確立が必要であり、それは「中庸」をとることである、とした。

梅澤は既に明治四十四年頃より同誌に「綴方教授に關する研究」(明四四・六く一二)「初歩の綴方教授」(明四五・三、五)等を連載しており、当時の岐阜縣綴方教育界の第一人者と目されていた。これは、例えば大正三年の岐阜縣教育會總會において、梅澤が「綴り方教授卑見」と題して発表を行ったが、そのまとめをした「岐阜縣教育會雜誌」の編集者が「梅澤君の綴方教授論は、同君得意の壇場である。先年本誌上で十數回に亘つて君の綴方教授論を發表して、大に實際教育家諸君の注意を惹いたことは、讀者諸君の御承知の通りである。」(誌 大三・八)というような紹介をしているところからも窺われる。

梅澤はまず、綴方教授の二つの大きな流れ、即ち、前時代から続く形式主義と新しく一世を風靡した自由発表による思想発表主義とを比較検討し、その長短について概略次のように説明する。

形式主義については、文法本位、文章の形ばかり扱つて、文章を作る最終目的である思想の発表を考えなかつた。鑄型にはめるよう

に発表を拘束し、貴重な個性や自由を抑え、最も望ましい児童の創作的、生産的活動がなかった。しかし、教育を成立させようとするとき、児童の模倣性を基礎に置くことは大切であつて、形式主義が、児童に、一つの文章の型を与えて、これに倣つて文章を作らせたという点は一面の真理である、としている。

思想発表主義については、児童に対し、別に何らの型を提供することもなく、個性の発動に任せて自由に作らせたのは、児童の主我性を大いに尊重したという点で長所を持っている。しかし、模倣的進歩を必要とする時代の児童にまで、極端に個性的な主我性を求め過ぎ、児童の発達段階に合わせなかつたところに失敗の原因がある、としている。

そして梅澤は、両者の長を採り、短を補う形で方針を確立するその基礎条件として、

上述の如く形式主義も思想発表主義も一長あると共にまた一短あつて、其の何れに依るべしとも決定することは出来ない。要は中庸にありと云ふべきである。恐らくは現下の本教授界は此の中庸を得んとして日も足らぬのではなからうか。余も亦此の中庸を得て効果を擧げんとするもの、一人である。然らば中庸は如何にして得べきか、余は此の問に對して、作文力と児童の発達段階と

を基礎とした教授方針を確立すべしと答へるのである。

(誌 大四・九)

では、梅澤が主張する綴方教授における「中庸」とは、具体的にどのようなものであつたのか、「綴方教授に関する研究」(前掲)によつてその概略を見てみよう。

梅澤はまず、綴方教授は、国語科の教則に「思想を正確に表彰するの能を養ひ」とあるのに従い、「文字を以て思想を正確に表彰すること即ち文章を作成することを教授するものである」とする。そして「表彰するの能」の「能」とは「文章作成の技能」換言すれば「作文力」であり、この作文力が「綴方教授に於て養ふべき目的である」と言う。この作文力は、着想力、構想力、言表力、記述力より成り、これら四つの総合されたもの即ち作文力を養うのが綴方教授であると言う。そして、この総合力を養うには、一般的方法と特殊的方法の二つを以てする、として

一般的方法と云ふのは、着想、構想、言表、記述の四力が殆んど同時に云程接近した時間内に行はれる方法である。特殊的方法と云ふのは、これに反して右の四つの力の一部分の錬磨を主とした方法である。

作文と云ふ仕事の行はれるのは、前者たる一般的方法で、後者はそれに達する迄の階梯の仕事である。故に綴方教授に於て行はれる所のものは、即ち後者でなければならぬ。故にこの階梯的方法を児童の發達程度に伴はしめて、漸次作文力の基礎を築き上げた上に於て、一般的方法を施し得る即ち作文の仕事を完全に行ひ得る迄にしなければならぬ。

と述べる。では、一般的方法はどのような順序方法によつて行うのかというと、

文題提出　思想整理　復演　記述　推敲　批正

であり、特殊的方法には、

記述法　言表法　整想法

があり、これらによつて児童の記述力、言表力、着想及び構想力の鍊磨を図つていく、としている。

そうした上で梅澤は、系統的な綴方教授の必要性を強調する。

系統なき教授は、實力を附することなしと云ふことを知りつゝ、系統のない綴方教授をして居るものが少くない。……綴方は教科書も教授書も定まつては居ない。従つて教授も極めて無系統になり易いものである。然れども教科書の有無は必ずしも、教授の系

統の有無を斷定する唯一の理由となり難い。教師の用意の有無が根本の理由となるのである。……

教授に系統あらしむる爲めに、必要なる用意とは、如何なることかと云ふに、それは心意の發達段階に適合した、綴方の教材と方法とを適當に配當して置くことである。即ちどの程度の児童に對しては、如何なる教材を如何なる方法で教授するかと云ふことを、豫め考究して、一定の具体案を作つて置かねばならぬと云ふことである。

とした上で、形式材料として口語・文語・口語常体・口語敬体、平仮名・片仮名、日用文・普通文、思想の本質上から區別した叙事文・記事文・説明文、等をその程度に応じて配當し、また、内容材料の方から、學習したこと・經驗したこと・処世のこと等から選択して、これ等の材料も形式材料同様、程度に応じて配當している。

更に「心意發達階段と、教授の材料と、其の方法とを考へて、これを具體的に系統立てたものは即ち綴方教授細目である。この綴方教授細目の制定は本教授を系統的ならしめる唯一の方法である。」として居るが、教授細目の中では特に「文題の選擇」が頗る大切なことだとして、次のように述べている。

教授細目に豫め定め得る材料は、即定まつて居る方面の材料を採つて來なければならん。

然らば定まつて居る方面の材料とは何かと云ふに、學習上、經驗上、處世上等の方面中、學習上の材料が最も確實に定まつて居る、何時頃にどの事柄を教へると云ふことが定まつて居るから、文題は豫め定めて置くことが出来る。經驗上の事柄でも毎年如何なる時季には、遠足運動或は運動會を行ふと云ふこと或はいつが當町の祭典であるとか、其の他いつはどうか云ふことが既に定まつて居ることに對しては、それを材料として、文題を選択することが出来る。されど經驗上の事柄に就いては、偶發的のことが多いから、これ等の材料は豫め定めて、何々と文題を作つて置くわけには行かぬ。處世上の事柄も、氣候見舞等のことは豫定して置くもよいけれども俄に友人の間に生じたる不幸等のことや、天變地異等のことなれば、豫期するわけにも行かぬ。從て綴方の教授時間全部に教授細目を以て文題を、悉く割り當て、しまふときは、活材料を失して、殊更に死した材料を取扱はねばならぬことになる。それで細目は、一週二時間の綴方教授時間なれば、凡そ一週一題位の割合に配當し置きて或は、二時間一題で行ふこともあれば、一時間一題で教授して他の一時間は、偶發材料をとることの出来る時間に當ると云ふこともあると云ふ風にすること

が必要である。左に綴方教授細目の形式を記そう。

月	教授材料		教法	注意事項	連絡事項
文題	形式	内容			
七	口語体 敬体 叙事文 (平仮名)	一、父に早くわかれたこと 二、家のまぶしかつたこと 三、よくはたらいてまた勉強したこと 四、後には立派な人になつたこと	言表法	特によきはたらき、學問を勉強したと云ふ所を細かく話さしむべし	舊 修身三 新 修身二
二のみのみや次郎					

なお、この綴方教授細目の全体については、梅澤が「綴方教授に關する研究」を發表する直前の「岐阜縣教育會雜誌」に、附屬小學校國語研究部名で「尋常小學校國語綴方教授細目」が出されている。

(誌 明四四・四く六)

梅澤の「中庸」の考え方については、藤井慮逸・久芳龍藏・内藤岩雄・新國寅彦共著「綴方教授法精義」(明治四二年刊)の影響があつたと思われる。

此二主義（注・文法主義と自由主義）は、一は、専ら、文法、修辭法の規則に従つて、一步、一步、堅實な基礎を固めて行つて、綴方の秩序的發達を期せようといふので、他の一は、専ら、兒童の心意に基礎を置き、兒童の思想發展さへ圓滿で豊富なら、形式は、自ら、進歩、發展するものであるといふので、即ち、形式のために、思想を拘束するのはよくないといふのであります。

……此二方面の傾向が、時代により、人によつて、かはるゝ説かれ、唱へられ、行はれました有様は、誠に、研究に價するものであります。即ち、反動は反動を生み、極端から極端に走る所以のものが、漸次、中庸を求めよとして居る現象であるので、此兩主義は、明かに、何れも、偏廢してはならぬといふことを教えて居るのであります。……

是に於て、私等は、大體、文法主義の上に立ちて、本科教授の歸趨も闡明し、兼ねて、自由主義に調和を保つよゝにしたいと思ひます。（同書、第四章 綴方教授の主義）

ともあれ、梅澤の綴方教育についての考え方は、

(一) 教則の文言の解釈から、綴方教授では作文力＝文章作成の技能を養うのが目的である。

(二) 作文力の基礎としての着想、構想、言表、記述の四力を、児

童の發達程度に應じて指導すれば、その積み上げの上に総合力としての作文力が機能するようになる。

(三) そのためには、系統的な指導が必要であり、具体的な教授細目の整備を行わねばならない。

(四) 教授細目の中で重要な「文題の選択」では、活材料の取り扱

いを考える。
など、「中庸」の観点からのものであり、県下の綴方教育の流れと現状の把握、師範附屬小での実践、それらを踏まえての梅澤の主張は、転換期における岐阜県の綴方教育の一つの集約であり、到達点であったと見ることができる。

注

(1) 明治二十二年十一月、それまで各郡市にあった教育会を統一して岐阜県教育会がつくられた。事業として、講師派遣、總會開催、雑誌発行、教育調査、教育研究奨励、展覧会開催、図書編集、図書館並びに巡回文庫設置、講習会開設、講演会・活動写真会開催、学事視察員派遣、「濃飛兩國通史」「岐阜縣教育五十年史」等研究物の発刊など幅広い分野で岐阜県教育の推進向上に寄与した。会の機関誌は、統一以前の明治十五年から発刊されてきたものを明治二十五年五月、百八号を以て一旦廃刊、翌六月「岐阜縣教

育襟誌」として第一号を発刊。以後、「岐阜縣教育會雜誌」「岐阜縣教育」と誌名を改めながら発行を続け、昭和十五年十月、五百五十五号を以て休刊となった。その内容は、教育上の学説・意見の紹介発表、教授訓練の実際並びに教材研究、郷土史の研究発表などであり、岐阜県下の教員にとっては、実践論文・記録等を発表する恰好の場であった。

(2) 明治三十三年の小学校令改正で、それまでの「作文」が「綴り方」の名称となった。本稿では、原文引用の場合を除き、表記は、使用が慣例化していた「綴方」とする。

(3) いわゆる「棒引き仮名遣い」。明治三十三年の小学校令施行規則、第二号表に「新定ノ字音假名遣」として示された。例えば従来の「たう、たふ、とう」の字音仮名遣いを「とー」、「しやう、しよう、せう、せふ」を「しよー」とする類。これは数年して改正となった。

(4) 明治四十五年一月の第七回岐阜県小学校長会で「師範学校主催の下に教科研究会を組織するの議」が掛斐・久野校長より提出され、「……研究會組織の上各自書面を以て研究の結果を提出すること其方法は兩主事（注・師範、女子師範各附属小学校主事）に一任することを議決」した。しかし、その記事を載せた「岐阜縣教育會襟誌」には、師範学校附属小学校主事・服部與三が、「師

範学校主催にかかる教育研究に就て吾輩の所感」の中で疑念を表明していることから、実現までにはなお歳月を要したことが分かる。

(5) この時の学制では、尋常科四年、高等科四年である。

(6) 坂祝小、女子師範附属加納小に勤務。昭和五年九月、退職して上京、「綴り生活」の編集同人となる。戦後の一時期、日本作文の会委員長。

(7) 岐阜県師範学校教諭・岐阜県教育會常議員。後、大正八年より同十年八月まで岐阜県女子師範学校校長。

(8) 井上敏夫「近代国語教育論大系2」・解説五五九ページ

(9) 川口半平「作文教育変遷史」四五ページ

(10) 大正五年一月号から「岐阜縣教育會雜誌」の誌名が「岐阜縣教育」となった。

参考文献

- ・「岐阜縣教育會雜誌」 岐阜縣教育會編 明治37年1月
- ・「作文教育変遷史」 川口半平著 昭和33年 岐阜県国語教育研究会
- ・「岐阜縣教育會雜誌」 大正8年12月

- ・「今井誉次郎著作集4」 今井誉次郎著 昭和52年 合同出版
- ・「岐阜県教育発達史」 戸部芳文著 一九九一年
- ・「岐阜県教育五十年史」 伊藤 信著 大正12年 岐阜県教育會
- ・「近代国語教育論大系2・3・4・5」 井上敏夫他編
昭和50年 光村図書
- ・「国語教育史資料 第五卷」 増淵恒吉編 昭和56年 東京法令
- ・「日本作文綴方教育史1・2」 滑川道夫著 昭和53年 国土社
- ・「大正の教育」 池田 進他編 昭和53年 第一法規
- ・「国語教育研究大辞典」 国語教育研究所編 一九九一年
明治図書
- ・「岐阜県史 通史編 近代下」 昭和47年 岐阜県